

# 会員規程

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、定款第2章の規定に従い、会員の種別、資格並びに権利、義務、特典等の詳細及び入退会の手続き等の要領を定めることを目的とする。

### 第2条（会員の種別）

定款第5条で規定された会員の種別における、「賛助会員」は、個人においては「個人賛助会員」、法人または団体においては「法人賛助会員」の別に区分する。

2. 個人賛助会員はその資格要件により、「個人賛助会員 A」または「個人賛助会員 B」に区分する。

### 第3条（会員の義務）

会員は、定款第3条の規定による本協会の目的を理解し、定款第4条の規定に基づいて本協会が行う事業を支援することにより、航空の発展に寄与するものとする。

2. 会員は、下記の義務を負うものとする。

(1) 定められた期限内における、会費の納入

(2) 総会への出席

(3) 第15条で規定された届け出

### 第4条（会員の権利）

定款第13条及び第19条の規定により、総会での議決権は代議員が有する。

2. 正会員は前項の他、本部役員候補者の選出における選挙権および被選挙権を有する。

3. 前2項以外の会員に付与される権利及びその基準等は、会員の種別に応じて別表8に規定する。

### 第5条（会員の特典）

会員は下記の特典を有する。

(1) 協会が指定する刊行物の無償受領

(2) 協会が主宰する講演会、研究会並びにその他会合等への参加

(3) 協会が販売する物品についての割引

(4) 協会が提携する福利厚生施設の利用

(5) 協会機関誌等への広告掲載時の料金の割引

2. 会員が、前項(2)(3)(4)号の特典を受ける場合は、第24条の規定による、会員証の提示を行わなければならない。

3. 会員証の提示による会員への特典の詳細は、協会が別に定め、会員に明示する。

4. 第1項(4)の利用細則は別表9に定める。

#### 第6条（正会員の資格要件）

正会員の資格要件は、操縦に係る技能証明を有する者とする。ただし、技能証明を有しない者で、操縦士と同等以上の航空技術に関する知識・見識を持っていることが理事会で認定され、承認を得ることで正会員となることができる。

#### 第7条（終身会員の資格要件）

正会員として20年間以上、協会に在籍し、年齢が満60歳以上となった者は本人の申請により終身会員待遇を受けることができる。

2. 終身会員となった場合は、第3条（会員の義務）2-（1）の規定による、会費の納入は適用しない。

#### 第8条（準会員の資格要件）

準会員の資格要件は、本協会の法人賛助会員もしくは公共の操縦士養成機関（航空大学校、指定養成施設、またはこれに準じる施設）で、操縦に係る技能証明取得のための訓練を受けている者とする。

2. 準会員は、前項の操縦士養成機関を卒業した時点で、その資格を失い、正会員の資格要件を得る。

#### 第9条（個人賛助会員の資格要件）

個人賛助会員は、操縦に係る技能証明を有しない者とする。

2. 個人賛助会員Aは、満16歳以上の者とする。

3. 個人賛助会員Bは、満13歳以上の者とする。

#### 第10条（法人賛助会員の資格要件）

法人賛助会員の資格要件は特に定めない。

#### 第11条（名誉会員の資格要件）

定款第5条第1項第4号の規定は理事会の承認をもって行う。

## 第2章 入会

#### 第12条（入会手続き）

名誉会員を除き、入会を希望する者は、別表1に定める入会申込書に、必要事項を記入し、事務局に申請する。

#### 第13条（会員の承認）

入会申込書による理事会の審査を経て、会長は、入会希望者を会員として承認する。

2. 会長は、前項の審査の結果、不適格とされた場合は、入会希望者の入会を拒否することができる。

#### 第14条（再入会）

協会は、退会した者の再入会を認めることができる。

2. 除名された者の再入会に関しては、理事会の再入会審査を経て、会長が承認をおこなう。

3. 会長は、前項の審査の結果、不適格とされた場合は、再入会希望者の入会を拒否することができる。

4. 事務局は前条および、前3項の結果を入会希望者に通知する。

#### 第15条（会員の届け出義務）

会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、遅滞なく、事務局に届け出なければならない。

### 第3章 会費

#### 第16条（正会員の会費）

正会員の会費は、別表2に定める。

#### 第17条

準会員の会費は、別表3に定める

#### 第18条（法人賛助会員の会費）

法人賛助会員の会費は、別表4に定める。

#### 第19条

個人賛助会員の会費は、別表5に定める。

#### 第20条（会費額の改定）

会費額を改定する場合は、理事会で改定額を承認するとともに、総会での承認を必要とする。

#### 第21条（会費の納入方法）

会費の納入は次のいずれかによるものとする。

- (1) 所属航空会社等が会員の給与控除を行い納入
- (2) 会員個人による銀行等の公共機関による振込納入
- (3) 協会による、会員個人口座からの自動振替納入
- (4) その他、協会が認める納入方法

#### 第22条（会費の納入時期）

会員は、前条の会費の納入方法毎に事務局が定める期間分を該当月に納入するものとする。

#### 第23条（会費納入の督促）

事務局は、会費納入該当月を起算として、3ヶ月以上の会費滞納者に対して、督促状を郵送し会費の支払いを催促する。

### 第4章 会員証

#### 第24条（会員証）

協会は、会員に会員証を交付する。会員証の様式は別表6に定める。

2. 会員証の交付数は正会員、準会員、個人賛助会員及び名誉会員にあつては会員

1名に1枚とし、法人賛助会員にあっては、年額会費口数分の枚数とする。

#### 第25条（会員証の更新）

会員証の更新は、理事会の承認を経て行う。

#### 第26条（会員証の再発行）

事務局は、会員証を失い、破り、汚し又は氏名を変更したため再交付を申請した会員に、有償で会員証の再発行を行なう。

### 第5章 退会・除名

#### 第27条（退会）

退会を希望する会員は、別表7に定める退会届に必要な事項等を記入し会員証を添えて会長宛てに郵送しなければならない。

2. 前項によらない場合、事務局は退会届書式に必要な事項を記入し、該当者に確認を要請する。

3. 事務局が第1項の受理、及び前項の確認結果を理事会に報告することにより手続きは完了する。

#### 第28条（死亡による退会）

事務局は、会員が死亡したときは、前条に準じて、退会の手続きを行い理事会に報告する。

#### 第29条（会費滞納者の退会手続き）

事務局は、会員が定款第8条第1項第4号で規定された期間以上、会費を滞納した場合、資格喪失に伴う退会の手続きを第27条に準じて行い、理事会に報告する。

#### 第30条（除名）

会員に定款第10条第1項第1号または第2号の規定に該当する行為があった場合、理事会は除名に相当する理由を付して、総会の議案とする手続きをとらなければならない。

#### 第31条（会員資格の喪失）

会員資格は、定款第8条及び本規程第8条第2項の規定により喪失する。

#### 第32条（資格喪失に伴う権利の喪失）

会員資格を喪失した者は、定款第11条の規定に従い一切の請求権を喪失する。